

国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定申請書 兼 入院日数届出書

認定対象者	被保険者記号・番号	記号	4	番号						
	氏名						世帯主との続柄			
	マイナンバー									
	生年月日	年	月	日	交通事故等の第三者行為		有・無			
<p>長期入院該当</p> <p>限度額適用・標準負担額減額認定の適用区分が「オ」か「Ⅱ」に該当する期間、<u>申請月を含む過去12か月間で、入院日数の合計が91日以上</u></p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> あった <input type="checkbox"/> なかった</p> <p>「あった」を選択された方で、直近3か月の入院や、久留米市国保以外の入院日数が含まれている場合は、領収書のコピーや入院期間の証明書の添付が必要です。</p>										
<p>上記のとおり限度額適用・標準負担額減額認定（入院日数）を申請（届出）します。 なお、本申請（届出）による限度額適用・標準負担額減額認定に関して、判定に必要な市税に関する資料を閲覧されることに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 久留米市</p> <p>世帯主氏名</p> <p>マイナンバー</p> <p>電話番号 - -</p>										
申請(届出)者が世帯主以外の場合	住 所									
	氏 名						世帯主との続柄			
	電話番号	- -								

以下市処理欄

確認欄	手続者	収納状況	認定根拠	適用区分				長期該当日		説明確認	
	世帯主	未納なし	所得課税証明書	ア イ ウ エ	オ 境	低 現 Ⅰ Ⅱ	前年度認定 (オ・Ⅱ) 通常・長期	翌月 1日	特例 処理	入院日	/
世帯員	収納相談	公 簿	適用区分							済	
代理人委任状(有・無)	可・不可 相談済	保護却下通知書	その他					長期認定	済		
								食事代差額	済		
本人確認	資格確認書 障害者手帳	マイナンバーカード 年金手帳	免許証 介護保険証	在留カード 医療証	パスポート その他 ()	住基カード(写真付)					

上記のとおり認定いたしたい。

年 月 日

(証発行 有・無) (郵送 /)

備考

処 理					受付窓口								受 付 印		
受付	入力	確認	認定	引渡		本 庁	田 主 丸	北 野	城 島	三 瀬	耳 納	筑 邦	上 津	高 牟 礼	千 歳
:	:	:	:	:											

委任状

私は、次の者を代理人と定め下記事項を委任します。
なお、限度額適用認定を受けられない場合は、その理由が国民健康保険料に滞納があることなどを代理人に告げても異存ありません。

代理人 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

記

【 委任事項 】

1. 国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定の申請に関する事
2. 国民健康保険 入院日数の届出に関する事
3. 国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証の受領に関する事
4. 国民健康保険料に滞納がある場合、未納額の確認・保険料の納付相談を行うこと。

年 月 日

世帯主 住所 久留米市 _____

氏名 _____ (印)

※自署する場合には押印を省略することができます。

【納付相談について】

- 国民健康保険料に未納がある方が限度額適用認定申請をされる場合、保険料の納付相談を行います。
- 納付相談は健康保険課(市役所1階6番窓口)または各総合支所市民福祉課にて行います。
※市民センターではできません※
- 世帯主が納付相談をすることが難しい場合は、生活状況(月の収支など)が分かる方が代理人になることができます。
世帯主が別紙「納付相談(生活状況票)兼分割納付申立書」を記入し、代理人にお渡しください。

資格確認書をお持ちでない方は、限度額適用・標準負担額減額認定の申請はできません。オンライン資格確認が利用できますので、高額療養費制度における限度額を超える支払いは免除されます。

なお、長期入院に該当する場合は、資格確認書をお持ちでない方でも入院日数の届出を行うことで、食事代がさらに減額されることがあります。詳細については、申請(届出)書の長期入院該当欄をご覧ください。